

夕張市 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号。以下「平成12年通知」という。）第二の9（2）①ウ及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号。以下「平成18年通知」という。）第二の11（2）①ウの規定に基づき、要介護状態区分が要介護1（貸与する福祉用具が自動排泄処理装置の場合は要介護2、要介護3を含む。）である要介護者又は要支援者（以下「軽度者」という。）に対する指定福祉用具貸与費又は指定介護予防福祉用具貸与費を算定する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 平成12年通知第二の9（2）①ウ又は平成18年通知第二の11（2）①ウの規定による指定福祉用具貸与費又は指定介護予防福祉用具貸与費の算定（以下「例外給付」という。）が必要であることの確認を受けようとする者は、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。なお、当該確認に係る軽度者が当該確認の有効期間内に要介護認定又は要支援認定の変更を受けた結果、再度軽度者となった場合も、同様とする。

- (1) 居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書の写し
- (2) サービス担当者会議の記録又はこれに類する書類
- (3) 主治医意見書又は医師の診断書

(例外給付の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、同条の確認ができ例外給付の必要があると認めるとき、又は同条の確認ができず例外給付を必要としないと認めるときは、軽度者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の例外給付の確認通知書（様式第2号）により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(例外給付の対象期間)

第4条 前条に規定する例外給付の対象期間は、第2条に規定する申請書の受付日の属する月の初日以降で貸与が必要な日から、当該要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了する日までとする。ただし、事前にやむを得ない事情により申請書の提出が遅れる等申し出のあった場合は、この限りではない。

2 前条の規定により例外給付を受けている者が、要介護状態区分若しくは要支援状態区分の変更の認定又は要介護認定により新たに認定を受けた場合は、当該認定の効力が生じた日の前日をもって前項の対象期間が終了したものとみなす。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、例外給付の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。